

四日市市

地域クラブ活動ガイドライン

部活動ガイドライン（令和７年１０月改訂版）

令和７年１０月

四日市市教育委員会

はじめに

少子化が進展する中、四日市市のみならず日本中で、学校部活動（各学校に設置されている部活動）を従前と同様の体制で運営することは難しくなっていることや、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することについて、より厳しい状況になっていることが指摘されています。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するとともに、教員の働き方改革を進めていくためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

このような状況の中、本市においても、令和2年度から四日市市中学校部活動在り方検討会を立ち上げ、これからの学校部活動の持続可能な在り方について、多角的に検討を進めてきました。多くの課題の中でも、特に「中学校における休日の部活動の地域展開」に関しては、スポーツ庁・文化庁ならびに三重県においてガイドラインが示され、令和5～7年度までの3年間が改革推進期間と位置づけられています。

本市においても、令和6年度第1回四日市市部活動在り方検討会において「令和8年度の中学校3年生が参加する最後の大会の終了後に、休日部活動を地域クラブ活動へ完全移行する」という具体的な目標が設定され、様々な課題の解決と環境整備に取り組み、段階的な地域連携・地域展開を進めているところであります。

令和5年度からは「地域クラブ活動」の実証研究が市内でスタートし、各種目に関わる団体による拠点型活動や、総合型地域スポーツクラブとの連携が開始されています。令和6年度にはそれらの活動が拡充され、令和7年度には、5つの総合型地域スポーツクラブとの連携とともに、現在休日に活動する学校部活動種目すべてにおいて拠点型活動をスタートすることとなります。

本ガイドラインは、学校部活動が持つ意義を継承・発展させた「地域クラブ活動」についてそのあり方を示すとともに、学校部活動が「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」の育成につながる適切な活動となり、教員の働き方改革も推進されるよう、総合的な指針として示したものです。

各地域クラブ活動ならびに各学校においては、これらのガイドラインを踏まえ、子どもや教職員のみならず、関わるすべての人にとって、新たな時代のスポーツ・文化芸術活動がより充実した活動となり、四日市市の目指す「スポーツを通じた活気あるまちづくり」「文化と産業が融合した、住みたくなるまち・住み続けたくなるまちづくり」が実現することを目指します。

目次

◎四日市市地域クラブ活動ガイドライン

I 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

1 地域クラブ活動の目的と本市の目指す方向性

- (1) 活動の目的 1
- (2) 目指す方向性 1

2 参加者・運営団体・実施主体

- (1) 参加者 3
- (2) 認定地域クラブ 3
- (3) 運営団体・実施主体と関係者間の連携体制の構築等 3

3 指導者

- (1) 指導者の質の保障 3
- (2) 適切な指導の実施 4
- (3) 指導者の量の確保 4
- (4) 兼職兼業による参画 4

4 活動について

- (1) 活動方針・活動計画・団体規約等の整備と公表 5
- (2) 活動時の安全確保について 5
- (3) 事故防止と安全管理 5
- (4) 体罰、不適切な行為等の根絶 8
- (5) 休養日・活動時間の設定 8
- (6) 適切な費用の設定と保護者等の負担軽減 9
- (7) 保険の加入 9
- (8) 施設、用具類の使用と管理 10
- (9) 認定の取り消し 10

5 学校との連携等 10

II 学校部活動の地域連携・地域展開に向けた環境整備

1 部活動在り方検討会における協議・検討

- (1) 本市における検討体制の整備 10
- (2) 各団体等の役割 11

2 休日の部活動の地域連携・地域展開の段階的な推進

- (1) 本市における地域連携・地域展開の見通し 11
- (2) 段階的な活動体制の整備 11
- (3) 市における総合的・計画的な取組 12

3	大会等への参加の在り方と引率・運営への従事について	
(1)	大会等への生徒の参加の在り方について	12
(2)	大会等への参加の引率	13
(3)	大会運営への従事	13

◎四日市市部活動ガイドライン

I 学校教育の一環としての部活動

1	部活動の意義	14
2	部活動の位置付け	14
3	部活動の現状と課題	
(1)	生徒の現状・課題とその解決に向けて	15
(2)	教員の現状・課題とその解決に向けて	15
(3)	部活動を取り巻く現状・課題とその解決に向けて	16

II 適切な部活動の運営の在り方

1	部活動方針等の策定	17
2	適切な部活動の実施に向けて	17
(1)	部活動計画の作成	17
(2)	生徒の加入の在り方	18
(3)	顧問の役割	18
(4)	事故防止と安全管理	20
(5)	体罰、不適切な行為等の根絶	23
(6)	休養日・活動時間の設定	24
(7)	顧問の指導力向上	25
(8)	保護者・地域との連携	26
(9)	適切な部活動数の設置	26
(10)	合同チームの取り組み	28
3	部活動への支援	
(1)	部活動指導員	28
(2)	部活動協力員	29
(3)	総合型地域スポーツクラブと中学校部活動との連携	30
(4)	大会派遣経費等の補助	30

【参考文献】	31
【参考資料】	32

◎四日市市地域クラブ活動ガイドライン

地域クラブ活動とは、国の「休日の部活動（運動・文化芸術活動）における地域展開」という方針を受けて、地域のスポーツ団体・競技団体や文化芸術活動団体の協力を得て、休日に生徒が行う新たな活動のことであり、学校部活動における課題を解決する方策のひとつになるものである。

これまで学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を地域でのスポーツ・文化芸術活動によって支えていくという役割も有する本市における地域クラブ活動の在り方について、ここに示す。生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の共通理解と協力の下、地域の実情に応じ、できるところから取組を進めていく。

I 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

1 地域クラブ活動の目的と本市の目指す方向性

（１） 活動の目的

本市における地域クラブ活動は、国の「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動ガイドライン」、本ガイドラインならびに「四日市市部活動ガイドライン（令和7年10月改訂版）」を踏まえて、学校部活動の地域展開に伴い、四日市市の中学生のスポーツ・文化芸術活動を持続可能なものとするとともに、生徒の健全な育成の場を保障することを目的とする。

（２） 目指す方向性

- ① 学校部活動の地域展開の取組として、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、生徒や保護者、地域のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に応じた方法により、中学生のスポーツ・文化芸術活動の振興に寄与する。
- ② 本市における今後の地域展開・地域クラブ活動の実施、運営の方向性ならびに目指す姿については、次の【図－１】の通り3つの柱に整理する。1つ目は、「希望する中学生が活動できる選択肢の提供」であり、これは、休日学校部活動が地域展開した後にも、市内の中学生が、在籍す

る中学校に部活動として設置されているか否かに関わらず、希望する種目で活動することができるという「スポーツ・文化芸術活動の場の保障」という観点である。

2つ目の柱は、「学校部活動の意義や役割を継承・発展させた活動」であり、この取組は学校部活動を継承・発展させたものとするという、スポーツ庁・文化庁ならびに三重県のガイドラインにもある方向性である。

3つ目の柱は、「関わる人すべてにとって無理のない活動」であり、保護者や教職員、指導者はもちろん、何より生徒自身にとって、無理のない持続可能な活動となることを目指す。

【図－１】

四日市市の部活動地域展開の方向性・目指す姿

希望する中学生が活動できる多様な選択肢の提供

- 現在、設置されている学校部活動の活動が今後もできる
- 廃部、休部になった活動も市内他地域（他校区）で活動ができる
- 学校部活動にない活動も気軽に始められる選択肢がある

学校部活動の意義や役割を継承・発展させた活動

- 希望する中学生が、家庭の経済状況等に左右されずに始められる
- 体力や技能の向上
- 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と大人等との好ましい人間関係の構築
- 自己肯定感、責任感、連帯感等の涵養

関わる人すべてにとって無理のない活動づくり

- 地域クラブ活動ガイドラインの遵守
- 勝利至上にならない
- 可能な限り低廉な会費等の設定
- 教員の働き方改革の推進
- 指導者がスムーズに参画できる

2 参加者・運営団体・実施主体

(1) 参加者

地域クラブ活動への参加者については、希望する全ての生徒を想定する。

(2) 認定地域クラブ

四日市市は、地域クラブの認定に関し、必要な事項を規定した要綱を定める。その要綱に基づき、地域クラブ活動の統括運営団体は、学校部活動に代わりうる活動として認定された地域クラブ活動に対し、認定資格を付与する。

(3) 運営団体・実施主体と関係者間の連携体制の構築等

地域のスポーツ・文化芸術団体等は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブや体育・スポーツ協会、文化芸術団体等に加え、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、社会人スポーツチーム・団体、民間事業者、大学等、多様なものが想定に含まれる。また、コミュニティスクール運営協議会や保護者会など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市が運営団体となることも想定される。

協議・検討組織として、四日市市教育委員会や四日市市シティプロモーション部、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「四日市市部活動在り方検討会」などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制の整備に努める必要がある。

3 指導者

(1) 指導者の質の保障

生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、各地域クラブ活動および市において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。

指導者は、生徒を安全・健康等の面で支える。また、指導者講習会に参加し、指導者資格を取得するなど、継続的に指導者としての研鑽を積むこととする。

（２） 適切な指導の実施

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の健康面への配慮、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を徹底することとし、市は適宜指導助言を行う体制を整える。

指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止に留意し、合理的かつ効率的・効果的な練習を行う必要がある。また、発達の個人差等、成長期における体と心の状態に関する正しい知識を研修等で修得するとともに、性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深めるよう努める。特別支援の視点や合理的配慮の視点を入れる。

出欠確認や緊急時の連絡について、アプリ等活用し、的確に連絡をする。

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体または部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用して、指導を行うよう努める（※参考資料参照）。

（３） 指導者の量の確保

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員や、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、認定スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生、保護者などの人材から指導者を確保する。

市は、市内スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。

市および地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整えることが望まれる。

（４） 兼職兼業による参画

地域クラブ活動には、地域で活躍する多様な人材が指導者として参画することが想定される。その中には、既に主たる職業を持つ人材が、兼職兼業により地域クラブ活動指導者として活動するケースが多く想定される。指導を希望する指導者は、企業等に雇用されている場合には自らの勤務先等の就業規則や副業規定を確認するとともに、地域クラブ活動の主旨等について自らの勤務先等に十分説明し、理解や許可を得る必要があることが想定される。

また、市は県や国と連携し、指導を希望する人材がスムーズに地域クラブ活動に参画することができるよう、活動の主旨や指導者の立場等について企業等の理解を得るべく、広く周知することが望まれる。

指導を希望する教員等を活用する場合には、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、市教育委員会は規程を整備し、必要に応じて運用の改善を行う。

4 活動について

(1) 活動方針・活動計画・団体規約等の整備と公表

国における「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動ガイドライン」、本市における「四日市市部活動ガイドライン（令和7年度3月版）」を遵守し、地域クラブに参加する全ての生徒が互いを理解し、尊重し合える活動を行うとともに、適切な活動となるよう、各地域クラブにおいて団体規約を策定し、運用にあたりとともに、保護者ならびに関係者に対し適切に公表する。

また、団体規約においては、活動の方針・活動計画ならびにトラブルや事故の対応について管理責任等を明確に規定し、その際、体罰やハラスメント防止に関する規定も含むものとする。

(2) 活動時の安全確保について

地域クラブ活動は、運営団体・実施主体の管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となる。日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにする。万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応する。具体的な内容は、以下(3)に記す。

(3) 事故防止と安全管理

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。また、活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないよう、指導を徹底すること。万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取ること。特に、頭部外傷、熱中症など、人命維持に直結する事故の防止と対応について、全ての関係者が正しい知識を持ち対応に当たる事ができるよう、下記の三重県部活動ガイドライン記載の参考資料も参照し、平常時から研修を深めるものとする。

参考文献

- ①「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）」三重県教育委員会
- ②「なくそう運動部活動の事故」独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ③「熱中症環境保健マニュアル 2022」環境省
- ④「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」
文部科学省、スポーツ庁、文化庁
- ⑤「兼職・兼業の促進に関するガイドライン」厚生労働省
- ⑥「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）（フローチャート編）」
独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ⑦「学校教育活動における熱中症事故防止について（通知）」三重県教育委員会通知
- ⑧「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」公益財団法人日本スポーツ協会



「三重県部活動ガイドライン」（令和5年12月）より抜粋

① 健康状態の把握

指導者は、生徒が日ごろから自分の健康管理について関心を持つよう指導するとともに、生徒が自分の身体に異変を感じた時に、直ちに指導者に伝わる体制等（伝えやすい環境づくりなど）を整える。

指導者は、体調がすぐれない生徒に対して、活動を中止させるなど、適切な対応をとる。

健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、保護者等との連携を密にし、活動の可否の確認や健康状態の把握に努める。

② 個人の能力に応じた指導

生徒の個人差に十分配慮した活動内容や方法を工夫し、基本的かつ段階的な指導を行う。

特にスポーツ活動では、非日常的な身体活動が展開される場合がある。新しい技術の習得や難度の高い活動を行う練習には、必ず指導者が付き添い、生徒に無理がかかる状況をつくらないなど、能力に応じた活動とする。

③ 特性を踏まえた合理的な指導

「なぜ、この練習が必要なのか」、「この練習を繰り返し行うことで、どのような力が身に付くのか」など、活動の目的や方法について、生徒に理解させる。また、基本となる技能（柔道の受け身等）を大切に活動丁寧な実践することで、事故を未然に防ぐ。

科学的な指導内容や方法を積極的に取り入れるようにする。このことは、生徒の発達の段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によりスポーツ障害を発生させるなどの事態を防ぐためにも必要である。

④ 施設・設備等の安全点検と安全指導

活動場所や使用器具等の安全点検を設定・実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図る。

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

⑤ 指導時の指導者の立会

安全な実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。指導者が活動場所に立ち会えない場合は、他の指導者等と連携、協力するとともに、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導するなど、安全に配慮することが大切である。

適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮した指導を行うことが、生徒はもとより指導者の不安をなくすことにもつながる。

⑥ 天候等を考慮した指導

ア 熱中症対策

活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症予防を行う。

熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要である。活動現場の環境条件を把握する指標として暑さ指数（WBGT）が用いられており、暑さ指数を基準とする練習や各種活動の指針を予め整備することで、客観的な状況判断・対応が可能になる。

各クラブの実施主体は、熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、暑さ指数の測定場所や測定のタイミング、指数の記録及び関係する指導者への伝達体制を整備する。活動の指導者は、活動の前や活動中に暑さ指数を測定し危険度を把握するとともに、指数に応じた注意事項等を参考にすることで、より安全に活動を行うことができる。例えば、スポーツ活動においては、学校の保健体育の授業よりも運動強度が高くなる可能性があることや防具を着用する競技では薄着になれないこと等、よりきめ細かな配慮が必要である。

各クラブにおいては、令和6年5月23日付け学教第284号市教育委員会事務局通知ならびに「学校における熱中症予防対策マニュアル（毎年度改訂）」により、以下のとおり対応することとする。

【暑さ指数（WBGT）に基づいた対応】

※熱中症予防情報サイト『暑さ指数（WBGT）メール配信サービス』の登録・活用を行う

○ メール受信及び活動場所の暑さ指数（WBGT）

⇒ どちらかで31以上が示された場合…「直ちに運動は中止する」

運動再開は、どちらも31を下回った場合

○ 活動場所の暑さ指数（WBGT）が28℃以上31℃未満の場合

⇒ 「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」

○ 活動における各種大会・コンクールへの参加 ⇒ 「主催者の指示に従う」

イ その他荒天時の判断

雷や暴風等に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努める。事前に、生徒（保護者）へ判断基準を示し、生徒が自ら考え、適切に判断できるよう指導することも大切である。

(4) 体罰、不適切な行為等の根絶

- ① スポーツ・文化芸術活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法により行う必要がある。
- ② 指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されない。体罰等は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせてその行為を目撃した生徒の心にも悪影響を及ぼすことを明確に認識すること。スポーツ・文化芸術活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはならない。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がける必要がある。
- ③ また、これらの行為については、クラブ内の生徒間（同学年または異学年）でも同様のことが行われないよう積極的な指導を行うことが求められる。

(5) 休養日・活動時間の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会等志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康な生活を送れるよう、下記の活動時間・休養日を設定し、これを遵守する。その際、移行期間においては学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが求められる。

【活動時間】

① 平日（学校営業日）の活動時間について

- ・練習は、2時間以内とする。

② 週休日及び休日（長期休業期間の平日を含む）の活動時間について

- ・3時間程度とする。
- ・活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が3時間を大幅に超える場合は、生徒及び指導者の健康面に十分配慮すること。

【休養日】 1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日に設定をする。

① 平日の休養日について

- ・ 平日に設ける休養日については、週をまたいだまとめ取りとなる設定などをせず、確実に週2日間の休養を取らせる。
- ・ 休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きょその日を休養日に変更することは、やむを得ないものとする。

② 週休日（土日）の休養日について

- ・ どちらか1日を休養日とする。
- ・ 3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。

③ 学校の長期休業中の休養日について

- ・ 1週間のうち、2日を休養日とする。

※大会やコンクール等の前週の週休日（土日）の活動や大会開催週の平日の休養日については、生徒及び指導者の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、大会やコンクール等終了後に代替休養日を設けること。

（6） 適切な費用の設定と保護者等の負担軽減

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定することが求められる。

市は、保護者負担の軽減を図るため国の制度などを活用しながら、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を推進する。

また市は、活動に伴う家庭の参加費用の負担軽減に資するように、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元企業等の協力を得て、施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、国の制度等を活用した取組等を推進するよう努める。

（7） 保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、スポーツ安全保険等の自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するものとする。

（８） 施設、用具類の使用と管理

学校施設、公共施設等の利用については、施設の利用規定や施設管理者の指導を遵守すること。
活動に使用する用具、道具類の使用、管理は各地域クラブ実施主体が適切に行うこと。

市は、学校施設について、地域クラブ活動を行う団体が活用しやすいよう可能な範囲で開放すること。また、他の公共施設についても、利用しやすい環境づくりに向けて検討すること。

（９） 認定の取り消し

認定を受けた地域クラブが、要綱の定める規定に反し、またはその本来の目的から逸脱していると認められる場合は、地域クラブ活動運営団体は、当該認定を取り消すことができる。

５ 学校との連携等

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒自身の自主的・自発的な活動となるよう、地域クラブ内の指導者相互の連携のみならず、個人情報に留意した上で、関係中学校との情報共有を図り適切な活動を実施する。また、地域クラブ活動と学校部活動においては運営団体・実施主体や指導者が異なるため、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が協議会等の場を活用し、活動方針・状況やスケジュール等の共通理解を図る。

Ⅱ 学校部活動の地域連携・地域展開に向けた環境整備

部活動の地域連携・地域展開に向けた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるにあたっては、教育委員会およびシティプロモーション部、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者など多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。

地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動となるよう、関係者の共通理解の下、生徒・保護者に広く周知するとともに、できるところから取組を進めていくことが求められる。

１ 部活動在り方検討会における協議・検討

（１） 本市における検討体制の整備

四日市市は、教育委員会やシティプロモーション部、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「四日市市部活動在り方検討会」において、部活動地域展開と地域ク

ラブ活動の実施にかかる生徒のニーズを把握し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討する。

また、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、教育委員会とスポーツ・文化振興担当部署など関係部署が連携・協力して取り組むことが求められている。

(2) 各団体等の役割

市スポーツ協会や文化協会などの団体は、市内の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行うよう努める。

市内競技団体や生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる関係団体等は、県関係団体等の支援や助言を受けつつ、指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画するよう努める。

2 休日の部活動の地域連携・地域展開の段階的な推進

(1) 本市における地域連携・地域展開の見通し

国のガイドラインでは、休日における部活動の地域連携・地域展開について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けている。また、改革推進期間終了後において、部活動の地域連携・地域展開に向けた環境整備に係る進捗状況を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組むとされている。

四日市市においては、国のガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を行い、令和8年度の中学校3年生が参加する最後の大会等終了後は、休日の学校部活動を終了し、地域クラブ活動へ完全移行することを目標とする。

(2) 段階的な活動体制の整備

活動の開始期においては、まずは従来の市立中学校部活動において休日に活動実績のある種目について地域クラブ活動の活動が行われるよう、重点的に整備をすすめる。その後、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会等で良い成績を収めることを志向して特定の種目や分野に継続的に取り組む活動だけではなく、準備の状況にあわせて段階的に、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保していくことも考えていくものとする。

大会・コンクール等における結果のみを追求せず、目標に向けて努力することによって、体力や技能の向上を図るとともに、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、自己肯定感を向上させたりすることを念頭に活動をする。

あわせて、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにすることも考えていく。改革推進期間終了後ならびに地域展開完全実施後は、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動が行われるよう取り組むものとする。

（３） 市における総合的・計画的な取組

市は、計画等の策定により、市内スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境整備の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、今後の地域展開のスケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。また、休日の部活動の段階的な地域展開等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、各地域クラブ活動団体における取組の進捗状況を把握し、必要な助言、支援を行う。

３ 大会等への参加の在り方と引率・運営への従事について

（１） 大会等への生徒の参加の在り方について

中体連大会に参加を希望する地域クラブ活動団体においては、令和５年１１月日本中学校体育連盟が示した、「令和６年度全国中学校体育大会夏季大会（１６競技）地域クラブ活動の参加特例における各競技部細則」に記された各競技の規程を遵守すること。また、その後も年度ごとに該当規程が示される場合、それを遵守すること。なお、中体連の大会等に参加を希望する場合は、期日までに、三重県中学校総合体育大会参加申込書を三重県中学校体育連盟に提出することが求められる。

令和５年１１月スポーツ庁「地域クラブ活動に所属する中学生の都道府県（市区町村）をまたいだ大会参加が可能になる対応について」に示されるように、他地域からの参加は可能であるが、その趣旨は、在籍校に希望する部活動がない場合が原則であるため、そのルールが、チーム強化、選手育成の手立てとならないよう留意すること。

(2) 大会等への参加の引率

① 学校部活動 運動部は令和8年度夏季中体連、文化部は令和8年秋季コンクールまで

大会等の主催者は、部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を規定として整備し、運用する必要がある。

② 地域クラブ活動

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を規定として整備し、運用する必要がある。

(3) 大会運営への従事

大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。中体連大会に参加する地域クラブの代表者は、中体連が行う各競技の専門部会に参加し、大会運営に携わるとともに、大会主催者の意向によって審判等も行うこと。

審判資格の規定がある競技・種目については、各地域クラブに有資格者を置くこととする。

市教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

◎四日市市部活動ガイドライン

I 学校教育の一環としての部活動

1 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動に打ち込んで取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。大会やコンクール等での目標に向けて努力することによって、体力や技能の向上を図ること以外にも、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、自己肯定感を向上させたりするなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学び・自己実現の場として、教育的意義を有してきた。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的である。さらに、活動を通して生徒と教員等との好ましい人間関係の構築が図られることや、責任感、連帯感の涵養に資することなど、生徒の非認知能力の育成にも大きな役割を果たしてきたと言える。

2 部活動の位置付け

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

3 部活動の現状と課題

今日の学校現場においては、社会・経済・家庭環境等の変化により、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、これまでの手法では解決することができない課題も多い。学校現場においても、とりわけ部活動については、少子化が進行し教員の働き方改革が進む中、従来の活動を維持継続していくのが困難な状況となっており、取り組みを改善していく必要がある。

(1) 生徒の現状・課題とその解決に向けて

(生徒の現状・課題)

- ① 朝練習や長時間の練習等の実施により、場合によっては生徒の睡眠不足に伴う授業への影響等や、心身への過剰な負荷が懸念される。
- ② 加入の在り方が整理され、あらためて自主的・自発的な加入となったことで、場合によっては目的意識を持つことができず、主体的に時間を使うことができない生徒が出てくることが懸念される。

適正・適切な休養や休憩を伴わない活動は、生徒の心身に、様々な無理や弊害を生み出す。そのため、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮した部活動の運営の工夫が求められる。

また、生徒自身が自らの活動を自主的、自発的に選択し、充実した生き方を創造していく力を伸ばすことは、部活動のもつ意義の核心であるため、部活動の加入の有無にかかわらず生徒ひとりひとりが充実した時間を過ごせるよう、学校は生徒との対話を通して、その選択を支える必要がある。

(2) 教員の現状・課題とその解決に向けて

(教員の現状・課題)

- ① 中学校教員の勤務時間は非常に長く、その中でも部活動の指導時間が特に長い。
- ② 教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと、授業準備、生徒との個別面談や家庭訪問、外部専門家や関係機関との連携を図る上で支障となると懸念される。
- ③ 部活動顧問のうち、その部活動の競技・活動経験がない教員が半数以上である（令和6年度「四日市市部活動に関する教員意識調査」による）。
- ④ 主として土日に開催される大会等への引率は多くの場合教員が行っており、休日が休日とはならない状況となっている。審判等の大会運営業務も教員が担っている。
- ⑤ 多くの常勤の教員は、部活動顧問となっている。

部活動における過度な練習時間により、顧問教員の勤務時間が増え、生徒と向き合う時間の確保が難しくなったり、競技経験のない部活動の顧問を任せられ負担に感じる教員がいたりするなどの課題がある。令和6年度「四日市市部活動に関する教員意識調査」では、休日の部活動指導について「指導を希望しない」と回答した教員が過半数となるなど、その負担感は顕著である。今後、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進に向けた抜本的な改革に取り組む必要がある。

また、外部の指導者等の必要な人的資源の確保・活用も通して、より充実した指導の確保とともに、教職員の負担軽減を図る必要もある。

(3) 部活動を取り巻く現状・課題とその解決に向けて

(部活動を取り巻く現状・課題)

- ① 部員数の減少により、休部、廃部になる部が出ている。
- ② 生徒にとって、入学した学校にやりたい活動がないことや、入部した部の部員数が少なく、普段の活動の中で十分な練習や試合経験ができないことがある。

学校ごとの設置部活動や、部員数の減少などから、従前と同様の運営体制では、維持は難しくなっており、学校や地域によって存続の危機にある。そのため、部活動の在り方に関し、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進に向けた抜本的な改革に取り組む必要がある。

Ⅱ 適切な部活動の運営の在り方

1 部活動方針等の策定

- 学校は、部活動がより良い活動となるよう、本ガイドラインを参考に、四日市市学校教育ビジョンおよび各学校の学校づくりビジョンの実現に向けて、「学校部活動運営方針」を策定する。学校の実情に応じて、毎年見直しを図ること。
- 「学校部活動運営方針」には、休養日及び活動時間の設定（長期休業期間を含む）について、必ず明記すること。
- 「学校部活動運営方針」は、保護者や地域の理解を得るため、学校ホームページやPTA総会等の機会を通じて公表すること。

2 適切な部活動の実施に向けて

部活動において、大会やコンクール等で優勝や上位入賞等の結果を残すことは、生徒の大きな喜びにつながり、一つの目標に向かって努力することの尊さを学ばせる上で、教育的効果は高いと言える。一方、部活動が「教育課程との関連を図り、活動していくこと」と明記されていることから、その指導が勝つことを最優先させた勝利至上主義に偏り、部活動本来の意義が見失われるようなことがあってはならない。適切な部活動の実施は、その意義や効果、生徒の心身の負担等を考慮した上で、学習をはじめとした他の教育活動と関連させて計画的に実施しなければならない。

（１） 部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。活動計画をあらかじめ周知することで、家庭内における予定が計画しやすくなるなど、子どもと家族の時間を大切にすることができる。これらの積み重ねが保護者の部活動への理解につながり、ひいては部活動への大きな支援へとつながるものである。

① 年間活動計画の作成

年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は4月中に行うこと。

② 月間活動計画の作成

年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行うこと。

(2) 生徒の加入の在り方

① 「自主的、自発的な加入」

学校部活動への参加の在り方については、学習指導要領総則（文部科学省 平成29年3月）において「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」と記されている。また、「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁・文化庁 令和4年12月）においては、「学校部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意志に反して強制的に加入させることがないようにする」と記されている。その主旨に沿い、学校部活動については「強制的な加入」や「原則全員加入」などの加入形式ではなく、生徒の「自主的、自発的な加入」とする。

② 届出等の手続きについて

学校部活動への加入を希望する生徒が、学校に入部届等を提出し入部するものとする。校外での活動を希望する生徒については、原則学校に届け出る必要はない。ただし、中体連の大会に出場を希望する生徒は、学校へ「中体連大会参加希望届」等の提出を行う。⇒（令和8年度まで）

(3) 顧問の役割

① 工夫した部活動の運営

学校教育において部活動が果たす役割を理解し、生徒の自己実現が図られるよう、部活動の運営を工夫する。

② 年間・月間活動計画の作成及び計画に基づいた運営

作成した計画は早い段階で生徒及び保護者に周知し、共通理解のもと部活動を運営する。

生徒及び顧問自身の健康面に十分配慮し、無理のない計画を立てる。

③ 生徒の指導・育成

技術指導だけでなく、集団における規範意識やコミュニケーション力の向上を図り、中学生としてあるべき望ましい姿について、部活動を通して育成する。

④ 部活動目標の明確化と目標に向かって取り組む集団づくり

生徒が自主的・意欲的に活動できるよう、活動目標を明確化するとともに、目標達成のために部員が一丸となって取り組むことができる集団づくりに努める。

⑤ 事故防止と安全指導

在籍する部員を把握し、部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。

⑥ 他の教職員との連携

担任をはじめ、学年担当教員、養護教諭、管理職、スクールカウンセラー等、他の教職員との連携を図り、生徒の学校生活を支援する。

⑦ 部活動ミーティングの運営支援

部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることに留意し、目標達成に向けた活動が適切に行われるよう、部員主体のミーティングを実施させ、その運営を支援する。

⑧ 校外活動における生徒引率 ⇒ （令和８年度中体連・コンクールまで）

大会や練習試合、コンクールなど、校外で活動を行う場合の生徒引率を行う。移動手段は、徒歩・自転車もしくは公共交通機関を使用することを原則とし、部活動顧問の自家用車等で生徒を送迎することは一切認めない。

宿泊を伴う活動については、子どもの健康・安全に十分配慮した無理のない計画を立て、事前に校長の承認を得るとともに、保護者に対して説明会等を開くなどして、理解を得ること。また、実施にあたっては、学校・園事務関連データベース内にある「遠足・集団宿泊的行事・社会見学等の実施基準」を参照して、「宿泊を伴う野外活動・部活動等実施届」を実施１０日前までに、終了後は「宿泊を伴う野外活動・部活動等実施報告」を速やかに教育委員会へ提出すること。

⑨ 近隣の学校や他団体等との連携、調整

練習試合や合同練習又は大会やコンクール参加に向けて、他校や関係団体と連携を図り、部活動を円滑に運営する。

⑩ 施設、用具の管理

部活動で使用する施設や用具を管理し、活動時における安全配慮に努める。

⑪ 部活動予算の管理

部活動予算を計画的に支出し、適切な予算管理を行う。

(4) 事故防止と安全管理

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。また、活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底すること。万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取ること。特に、頭部外傷、熱中症など、人命維持に直結する事故の防止と対応について、全ての関係者が正しい知識を持ち対応に当たる事ができるよう、下記の三重県部活動ガイドライン記載の参考資料も参照し、平常時から研修を深めるものとする。

参考文献

- ①「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）」三重県教育委員会
- ②「なくそう運動部活動の事故」独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ③「熱中症環境保健マニュアル 2022」環境省
- ④「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」
文部科学省、スポーツ庁、文化庁
- ⑤「兼職・兼業の促進に関するガイドライン」厚生労働省
- ⑥「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）（フローチャート編）」
独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ⑦「学校教育活動における熱中症事故防止について（通知）」三重県教育委員会通知
- ⑧「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」公益財団法人日本スポーツ協会



「三重県部活動ガイドライン」（令和5年12月）より抜粋

① 健康状態の把握

指導者は、部員が日ごろから自分の健康管理について関心を持つよう指導するとともに、部員が、自分の身体に異変を感じた時に、直ちに指導者に伝わる体制等（伝えやすい環境づくりなど）を整える。

指導者は、体調がすぐれない生徒に対して、活動を中止させるなど、適切な対応をとる。

健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、保護者、養護教諭、学級担任等との連携を密にし、活動の可否の確認や健康状態の把握に努める。

② 個人の能力に応じた指導

生徒の個人差に十分配慮した活動内容や方法を工夫し、基本的かつ段階的な指導を行う。

特に運動部では、非日常的な身体活動が展開される場合がある。新しい技術の習得や難度の高い活動を行う練習には、必ず指導者が付き添い、生徒に無理がかかる状況をつくらないなど、能力に応じた活動とする。

③ 特性を踏まえた合理的な指導

「なぜ、この練習が必要なのか」、「この練習を繰り返し行うことで、どのような力が身に付くのか」など、活動の目的や方法について、生徒に理解させる。

基本となる技能（柔道の受け身等）を大切に活動を丁寧実践することで、事故を未然に防ぐ。

科学的な指導内容や方法を積極的に取り入れるようにする。このことは、生徒の発達の段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐためにも必要である。

④ 施設・設備等の安全点検と安全指導

活動場所や使用器具等の安全点検を設定・実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図る。

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

⑤ 指導時の指導者の立会

安全な実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。

指導者が活動場所に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携、協力するとともに、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導するなど、安全に配慮することが大切である。

適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮した指導を行うことが、生徒はもとより指導者の不安をなくすことにもつながる。

⑥ 部活動時の生徒等の輸送に係わる交通安全対策 ⇒ 令和8年度中体連・コンクール参加まで

生徒の移動手段は、徒歩・自転車または公共交通機関を使用することを原則とし、部活動顧問の自家用車等で生徒を送迎することは一切認めない。

日頃から、移動時の交通安全対策について継続的に指導を行う。

⑦ 天候等を考慮した指導

ア 熱中症対策

活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症予防を行う。

熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要である。活動現場の環境条件を把握する指標として暑さ指数（WBGT）が用いられており、暑さ指数を基準とする運動や各種行事の指針を予め整備することで、客観的な状況判断・対応が可能になる。

学校は、熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、暑さ指数の測定場所や測定のタイミング、指数の記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する。部活動の指導者は、活動の前や活動中に暑さ指数を測定し危険度を把握するとともに、指数に応じた注意事項等を参考にすることで、より安全に部活動を行うことができる。例えば、運動部活動は、普段の保健体育の授業よりも運動強度が高いことや防具を着用する競技では薄着になれないこと等、よりきめ細かな配慮が必要である。

各学校においては、令和7年5月22日付け学教第267号市教育委員会事務局通知ならびに「学校における熱中症予防対策マニュアル（毎年度改訂）」により、以下のとおり対応することとする。

【暑さ指数（WBGT）に基づいた対応】

※熱中症予防情報サイト『暑さ指数（WBGT）メール配信サービス』の登録・活用を行う

○ メール受信及び活動場所の暑さ指数（WBGT）

⇒ どちらかで31以上が示された場合…「直ちに運動は中止する」

運動再開は、どちらも31を下回った場合

○ 活動場所の暑さ指数（WBGT）が28℃以上31℃未満の場合

⇒ 「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」

○ 部活動における各種大会への参加 ⇒ 「大会主催者の指示に従う」

イ その他荒天時の判断

雷や暴風等に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努める。事前に、生徒（保護者）へ判断基準を示し、生徒が自ら考え、適切に判断できるよう指導することも大切である。

(5) 体罰、不適切な行為等の根絶

- ① 部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法により行う必要がある。
- ② 指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されない。体罰等は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせてその行為を目撃した生徒の心にも悪影響を及ぼすことを明確に認識すること。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはならない。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がける必要がある。
- ③ また、これらの行為については、部活動内の生徒間（同学年または異学年）でも同様のことが行われないよう積極的な指導を行うことが求められる。

(6) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を考慮し、以下の通りとし、各校において確実に実施するものとする。

【休養日】 1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日に設定をする。

① 平日の休養日について

- ・平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。（確実に週2日間の休養を取らせる）
- ・平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、活動場所の関係から、部活動単位で決定することも可とする。
- ・休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きょその日を休養日に変更することは、やむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

- ・どちらか1日を休養日とする。
- ・3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。

③ 長期休業中の休養日について

- ・1週間のうち、2日を休養日とする。

※大会やコンクール等の前週の土日の活動や大会開催週の平日の休養日については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日を設けること。

【活動時間】

① 平日の朝の活動時間について

- ・朝練習を実施する場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得ること。練習開始時刻は、7時30分以降とする。

※生徒や家庭の過重負担とならないように、以下の点に十分に配慮する。

- ・生徒の発達段階や健康状態（朝食の摂取や睡眠時間の確保）、家庭の事情等を考慮し、必要に応じて個別に対応する。
- ・朝の部活動が、その他の教育活動に支障をきたしたり、家庭生活のバランスを崩したりすることのないように配慮する。
- ・通学時間や天候等を考慮して安全に十分に配慮する。

② 平日の放課後の活動時間について

- ・放課後の練習は、2時間以内とする。

③ 週休日及び休日（長期休業期間を含む）の活動時間について

- ・3時間程度とする。
- ・活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が3時間を大幅に超える場合は、校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面に十分配慮すること。

（７） 顧問の指導力向上

- ① 指導力向上に係る研修会に積極的に参加し、指導力向上に努めること。
- ② 校内の教員同士で、指導方法に関する意見交換を密にし、異なる部活動であっても活用できる指導法については、積極的に活用すること。
- ③ 部活動指導員が配置される部においては、指導員と連携し、技術指導を行うこと。
- ④ 運動部顧問については、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法等に取り入れる工夫をすること。文化部顧問についても、同様に効果的な取り組み方法を工夫すること。
- ⑤ 運動部顧問については、各スポーツ競技団体が作成する指導手引を活用し、合理的かつ効果的な練習方法等の研究に努めること。（【参考資料】参照）

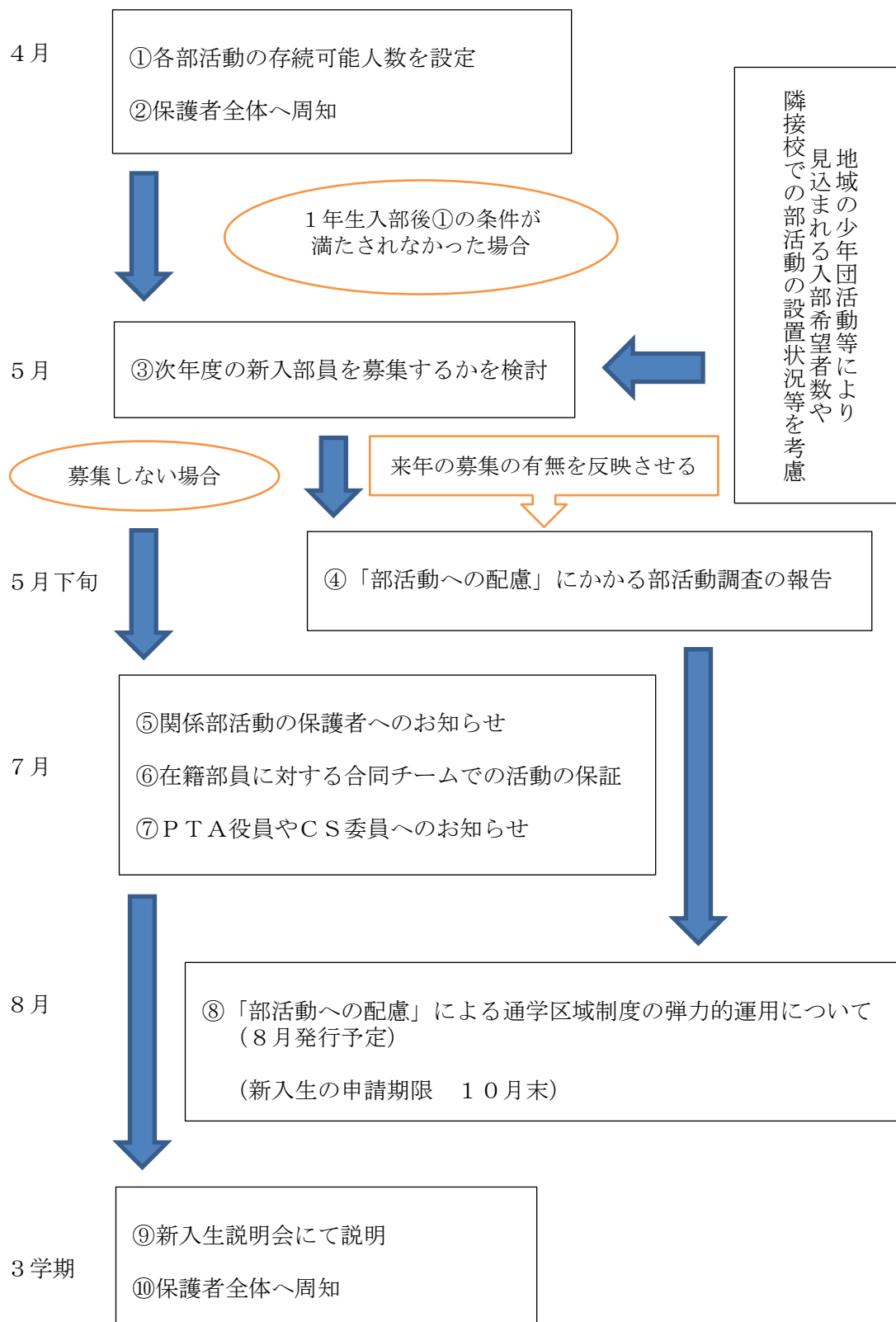
(8) 保護者・地域との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。
- ② 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をすること。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得ること。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行うこと。
- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑥ 活動中の怪我については、軽傷と考えられる怪我でも、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑦ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めること。

(9) 適切な部活動数の設置

- ① 校長は、当該学校の規模等を鑑み、必要に応じて適正な部数についての検証を行う。
- ② すでに設置している部活動の廃部を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、校内で十分協議した上で、校長が決定する。
その際、他校との合同チーム編成の可否についても検討すること。
(P27【廃部を検討する際の流れ及び配慮事項の例】参照)
- ③ 新たな部活動の設置を検討する場合は、生徒のニーズを踏まえたものであるかを十分精査するとともに、教職員の負担、長期的な存続の可能性、周辺校の該当部活動設置状況等を校内で十分協議した上で、校長が決定する。

【廃部を検討する際の流れ及び配慮事項の例】



(10) 合同チームの取り組み

- ① 自校だけでチームとして、対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、校長の承認を得ること。また、中体連や各種目の協会・連盟等と連携を図り、関係者に不安を与えないよう、円滑にかつ見通しを持った編成を行うものとする。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得ること。
- ③ 合同チームを組む場合は、各校において部員や保護者の思いを必ず把握し、理解を得るよう努めること。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認すること。
- ⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意すること。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応をとること。

3 部活動への支援

(1) 部活動指導員

専門的な技術指導による充実した活動及び安全な活動を保障するとともに、持続可能な部活動と教員の負担軽減を実現するため、部活動指導員を配置する。

<部活動指導員の役割>

- 学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。
- 部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。
- 研修会に積極的に参加し、部活動の教育的意義や安全管理等について、十分に理解し、活動に活かすものとする。

<部活動指導員の活動内容>

部活動指導員は、校長からの指示の下、部活動顧問として部活動に係る以下の活動を主に行う。なお、部活動指導員が置かれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げるものではない。

《活動内容例》

- 実技指導
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率・運営⇒令和8年夏～秋まで
- 用具・施設の点検・管理
- 部活動の管理運営（会計管理等）
- 保護者等への連絡
- 年間・月間指導計画の作成
- 生徒指導に係る対応
- 事故が発生した場合の現場対応

（２） 部活動協力員

部活動の充実を図りつつ、部活動を行う生徒の安全を見守ることにより、勤務時間内に教員が担うべき仕事に従事する機会を増やせるよう、部活動協力員を配置する。

＜部活動協力員の役割＞

- 顧問が他の業務等により部活動の現場を離れている間に、部活動を行う生徒の安全を見守る。
- 活動に従事したときは、部活動協力員日誌に、その日の活動内容等を記録するとともに、部活動マネジメント担当者に報告し、情報共有を行う。
- 研修会に積極的に参加し、部活動の教育的意義や安全管理等について、十分に理解し、活動に活かすよう努める。

＜部活動協力員の活動内容＞

部活動協力員は、校長又は部活動マネジメント担当者からの指示の下、主として①の活動内容に従事し、且つ、部活動協力員の持つ資格や経験等により、可能な範囲で②の活動内容に従事することができる。

- ① 顧問が他の業務等により部活動の現場を離れている間に、部活動を行う生徒の安全を見守る。
 - ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - ・用具・施設の点検・管理
 - ・事故が発生した場合の現場対応
- ② 部活動指導（＊部活動協力員の持つ資格や経験等による）

一般的な実技指導（「学校部活動運営方針」や「部活動計画」等に基づき活動する。）

＜部活動マネジメント担当者の役割＞

- 部活動マネジメント担当者は、原則、教頭又は主幹教諭が担い、部活動協力員を活用する視点から、学校業務が円滑に進むようにマネジメントを行う。
- 具体的には、校内の活用システムの構築、活用状況の把握と調整、部活動協力員との連絡調整などを行う。
- 活動を通して、学校業務の円滑な運用だけでなく、教員および学校や地域の学校業務に関する意識改革を進める。

（３） 総合型地域スポーツクラブと中学校部活動との連携

持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現するために、学校部活動に設置されている種目の指導を総合型地域スポーツクラブの指導者が行い、主に休日の教員の負担軽減を図るとともに、専門的な技術指導を行うことで、より一層充実した活動を保障する。また、総合型地域スポーツクラブが実施主体である「地域クラブ活動」を拡充し、段階的な地域展開につなげる。

指導員の役割・活動内容については、「（１）部活動指導員」の役割・活動内容に準じるが、総合型地域スポーツクラブとの連携における詳細については、個別に定めるものとする。

（４） 大会派遣経費等の補助

① 運動部

四日市市補助金等交付規則に基づき、中体連主催大会である全国中学校体育大会、東海中学校総合体育大会、三重県中学校総合体育大会に、大会要項に基づき参加者として登録され、当該大会に参加する生徒に対し、必要経費の額の２分の１以内の額をスポーツ奨励金として交付する。

② 文化部

四日市市補助金等交付規則に基づき、規則別紙３の別表１に規定された全国大会及び東海地区大会以上のブロック大会等に参加する生徒に対し、予算の範囲内で補助対象費用の合計額２分の１以内の額を文化部活動奨励金補助金として交付する。

【参考文献】

＊平成28年6月 文部科学省

次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/__icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375107_2_1.pdf

＊令和4年12月 文部科学省

学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm

＊令和5年12月 三重県教育委員会

三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動ガイドライン

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0046100168.htm>

＊平成30年3月 スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm

＊平成30年12月 文化庁

文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/index.html

＊令和5年3月 東京都

学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/council/sonota/files/extracurricular_activities_comittee/03_guideline.pdf

＊令和6年4月 桑名市教育委員会

桑名市部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動ガイドライン

<https://www.city.kuwana.lg.jp/documents/939/bukatu1.pdf>

＊令和6年4月 四日市市教育委員会

学校における熱中症予防対策マニュアル

https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1553061657336/simple/nettyusyou_m.pdf

【参考資料】

* スポーツ庁 「運動部活動用指導手引」

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm

・公益財団法人日本サッカー協会 「中学校部活動サッカー指導の手引き」

http://www.jfa.jp/coach/physical_training_club_activity/guidance.html#pankz

・公益財団法人日本バスケットボール協会

「中学校部活動におけるバスケットボール指導の手引き」

<http://www.japanbasketball.jp/training/47264>

・公益財団法人全日本柔道連盟 「柔道部活動の指導手引き」

<http://judo.or.jp/cms/wp-content/uploads/2018/09/h28-bukatsudo-guidebook.pdf>

・公益財団法人日本ソフトテニス連盟 「部活動指導の手引き」

http://www.jsta.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/bukatu_shidou_c.pdf

・公益財団法人日本バレーボール協会

「中学校部活動におけるバレーボール指導者へのガイドライン」

https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2024/02/juniorhigh_guide_JVA2019.pdf

・公益財団法人日本陸上競技連盟 「中学校部活動における陸上競技指導の手引き」

<https://www.jaaf.or.jp/development/jhs/>

・一般財団法人全日本剣道連盟 「中学校部活動における剣道指導の手引き」

<https://www.kendo.or.jp/information/20190301/>